

2022年度入試【3年次編入学】

【小論文】

(法文学部 法経学科)

注 意

- 1 問題紙は指示があるまで開いてはいけない。
- 2 問題紙は8ページである。解答用紙は2枚，下書き用紙は2枚である。
指示があってから確認し，解答用紙の所定の欄に受験番号を記入すること。
- 3 答えはすべて解答用紙の所定のところへ記入すること。
- 4 解答用紙は持ち帰ってはいけない。
- 5 試験終了後，問題紙，下書き用紙は持ち帰ること。

1 Xは、SNSに書き込まれた投稿（以下、「本件投稿」と記す）によって、名誉毀損の被害を受けている。本件投稿は、Xの氏名と顔写真を掲載し、Xについて、「この前の殺人事件の犯人、こいつで確定」、「カルト宗教を信仰するキチガイ」などと記しているが、事実と異なる虚偽の表現であり、違法な名誉毀損に当たる可能性が高い。本件投稿はひとつの匿名のアカウントによって発信され、すでにSNS上でかなり拡散されている。もしあなたが弁護士で、Xから本件投稿による名誉毀損の被害から救済してほしいと相談を受けた場合、どのような対応をとるべきだと考えるか。具体的な対応方法と、その方法が被害者救済にとって有益であるとする理由について、下記の各資料およびあなたの知識を用いて、500字以上650字以内で論じなさい。

【資料1】政府の有識者委員会によるインターネット上の誹謗中傷（注1）への対応に関する提言

・インターネット上の誹謗中傷対策の検討に当たっては、誹謗中傷の書き込みの未然防止、書き込まれた場合の被害の拡大防止、あるいは、書き込みの被害者に対する支援や救済の充実のほか、適法な情報発信を行っている者の表現の自由の確保や、インターネット、特にプラットフォームサービス（注2）が日常生活や社会・経済活動に果たす役割など、多様な観点を適切に実現することを基本的な視点として、憲法を始めとする我が国の法秩序を踏まえ、具体的な方策を検討することが重要である。

・インターネット上では、フィジカル空間とは異なり、匿名性が高く、気軽に書き込みを行うことができるという特性や、高度の伝播性ゆえに被害が際限なく拡大するという特徴がある。インターネットの匿名性に関する特性は、インターネット上での誹謗中傷が問題になることが多い要因の一つと考えられ、匿名の陰に隠れた誹謗中傷は許されないものの、同時に、匿名による表現が自由な言論空間の確保という価値も担ってきた点にも留意しつつ検討を深めることが必要である。

・インターネット上の誹謗中傷に関する問題の要因としては様々な事由が考えられ、その対策の検討に当たっては、何か1つの方策で全てが解決できるという性質のものではない。その際、①誹謗中傷の書き込みや拡散を行うユーザー（情報発信者・拡散者）への対応、②SNSなどの書き込みの場を提供しているプラットフォーム事業者への対応、③書き込みによって被害を受けた者（被害者）への対応、のそれぞれについて方策を検討することが適当である。

・プラットフォーム事業者を含む様々なサイト運営者が行いうる誹謗中傷への対応として、まず権利侵害情報（違法情報）に該当するものについては、書き込みの削除や非表示、アカウントの停止を行うことが考えられる。

・現状、プロバイダ責任制限法においては、削除措置を講じた場合等における免責規定を設けることにより（注3）、プラットフォーム事業者を含むプロバイダ（注4）による自主

的な対応を促進することとしている。これに関し、プラットフォーム事業者による迅速かつ確実な削除を求めることを目的として、違法情報について一定の削除義務や適切な対応を行わなかった際の過料を科す法的規制を導入することが必要であるという声もある。しかし、我が国において削除に関する義務づけや過料等を科す法的規制を導入することについては極めて慎重な判断を要すると考えられる。

・インターネット上の誹謗中傷により被害を受けた者が、被害回復のために匿名の発信者を特定するための制度として、プロバイダ責任制限法において発信者情報開示制度が規定されている。(注5)

(出所) プラットフォームサービスに関する研究会「インターネット上の誹謗中傷への対応の在り方に関する緊急提言」(2020年8月、総務省ウェブサイト) [一部抜粋、一部改変]

(注1) 誹謗中傷とは、法律にはない概念であり、名誉毀損、侮辱、および有害な表現などを含む。

(注2) プラットフォームサービス(プラットフォーム事業)とは、インターネットにおいて、多数の事業者およびユーザーを仲介し、電子商取引やアプリ・コンテンツ配信その他の財・サービスの提供に必要な基盤的機能を提供する事業である。グーグル、フェイスブック、ツイッター、ヤフー、アマゾンなどが、その例である。

(注3) プロバイダ責任制限法3条は、名誉毀損などの権利侵害情報がSNSなどに書き込まれ、被害者が当該情報の削除の申出を行った時には、権利侵害の存在を信じるに足る相当な理由がある場合、または発信者に連絡して7日以内に反論がない場合は、当該情報を削除してもSNS事業者などは免責されると定めている。

(注4) ここで言う「プロバイダ」には、インターネット接続サービス事業者のみならず、SNS事業者やブログサービス事業者などが含まれる。

(注5) プロバイダ責任制限法4条は、名誉毀損などの権利侵害情報が匿名でSNSなどに書き込まれた時に、被害者が、被害回復のために、匿名の加害者を特定して訴訟などを起こすことができるよう、発信者情報開示請求権を規定している。被害者は、SNS事業者やインターネット接続サービス事業者に対して開示請求を行い、任意に開示しない場合は裁判所に訴えることができる。権利侵害の存在が明らかであるなどの要件を満たす場合は、発信者情報が開示されなければならない。

【資料2】新聞記事①

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(出所) 朝日新聞 2020年5月27日朝刊 [一部抜粋、一部改変]

【資料3】新聞記事②

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(出所) 日本経済新聞 2021年5月20日朝刊 [一部抜粋、一部改変]

【資料4】新聞記事③

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(出所) 日本経済新聞 2021 年 3 月 31 日朝刊 [一部抜粋、一部改変]

【資料 5】参考条文

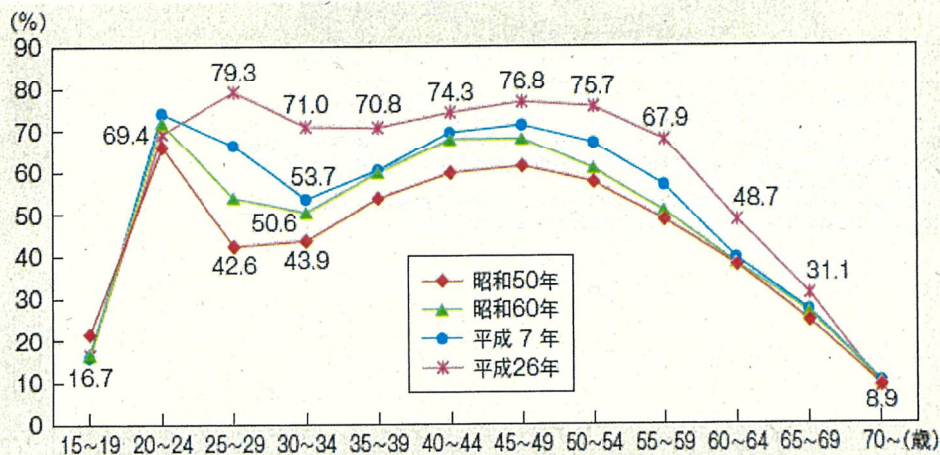
- ・憲法 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。(注 1)
- ・憲法 21 条 1 項 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- ・憲法 21 条 2 項 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。
- ・民法 709 条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- ・民法 710 条 他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。
- ・刑法 230 条 1 項 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。

(注 1) 名誉権は、憲法に明記されていないが、憲法 13 条によって保障されると解されている。

2 女性の就業をめぐる状況は少しずつ改善傾向にあると言われている。以下はその状況をいくつかのデータで見たものである。図表を参考に以下の問いに答えなさい。

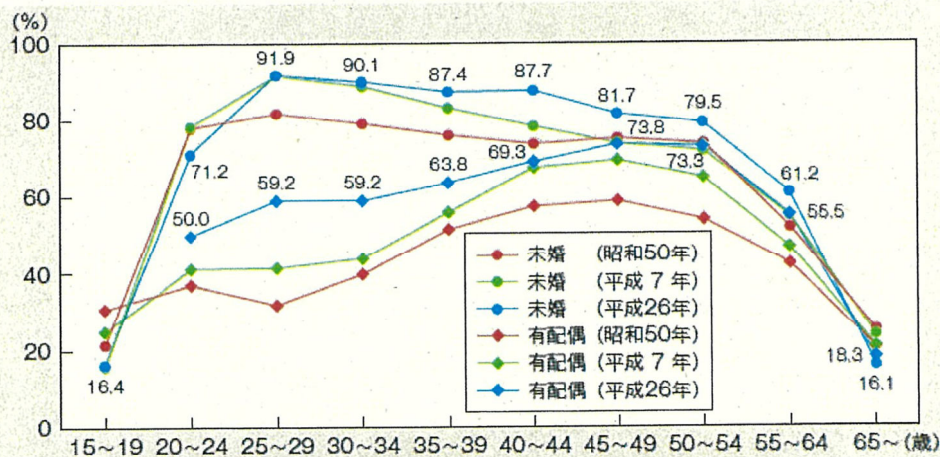
問1 図表1～3は女性の年齢階級別労働力率（通称M字カーブと呼ばれる）の推移とそれに関連するいくつかのデータを示したものである。これら図表から読み取れる女性の就業をめぐる状況の変化について200字以内で述べなさい。

図表1 女性の年齢階級別労働力率の推移



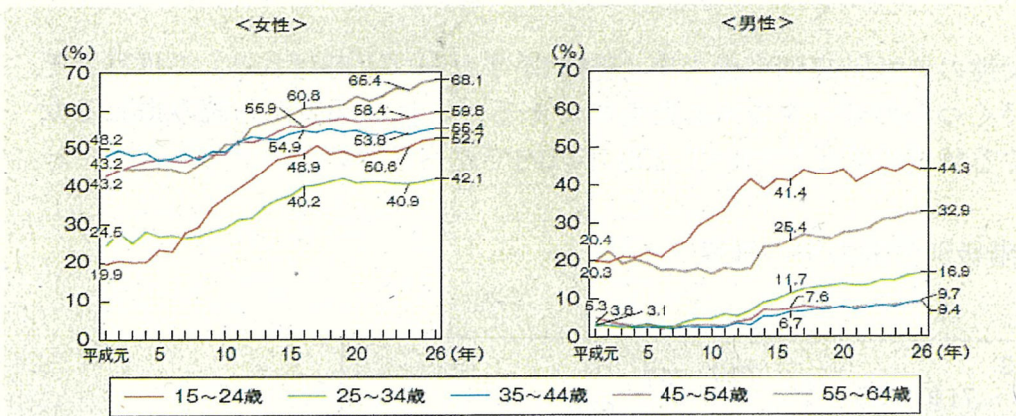
(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
2. 「労働力率」は、15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合。

図表2 配偶関係・年齢階級別女性の労働力率の推移



(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
2. 「労働力率」は、15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合。
3. 15~19歳有配偶(平成26年)の値は、該当する数値がないため、表示していない。

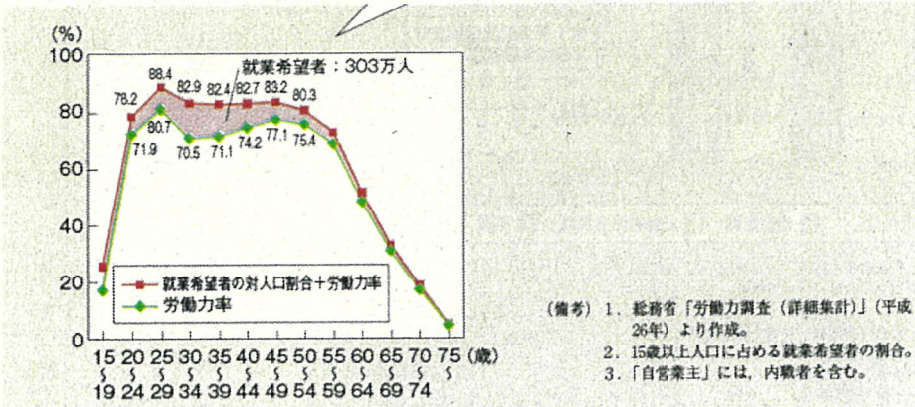
図表3 年齢階級別非正規雇用者の割合の推移（男女別）



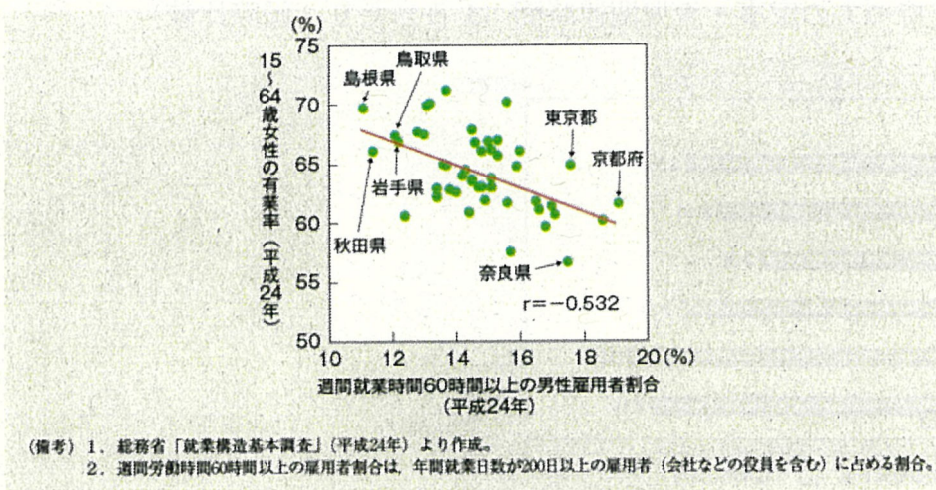
(備考) 1. 平成元年から13年までは総務省「労働力調査特別調査」(各年2月)より、14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
 2. 非正規雇用者の割合 = 「非正規の職員・従業員」 / (「正規の職員・従業員」 + 「非正規の職員・従業員」) × 100。
 3. 平成23年値は、岩手県、宮城県及び福島県について総務省が補完的に推計した値を用いている。

問2 図表4によると非労働力人口のうち303万人の女性が就業を希望している。女性の就業を実現するために求められることは何か、図表4～8及びあなたの知識を用いて400字以内で述べなさい。

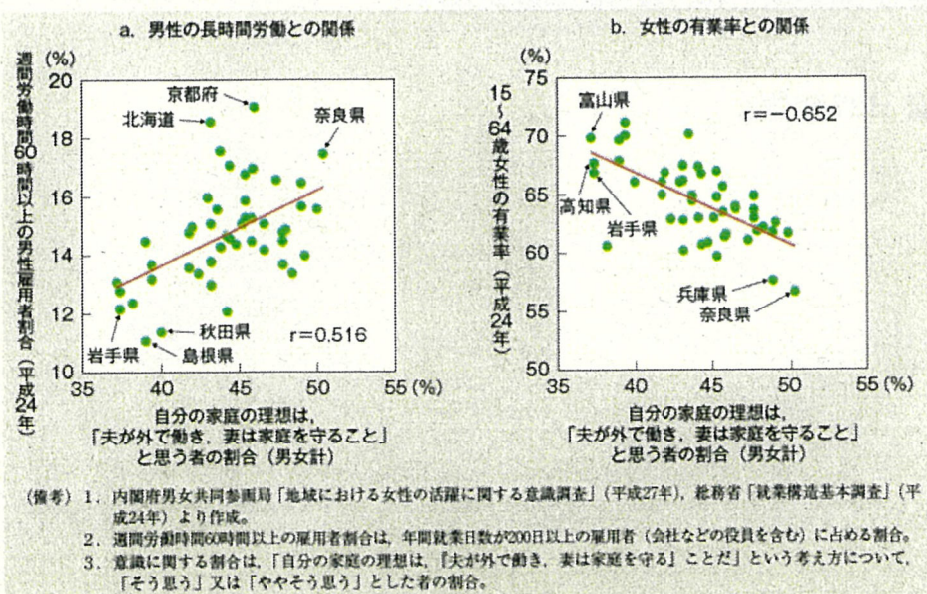
図表4 女性の就業希望者（平成26年）



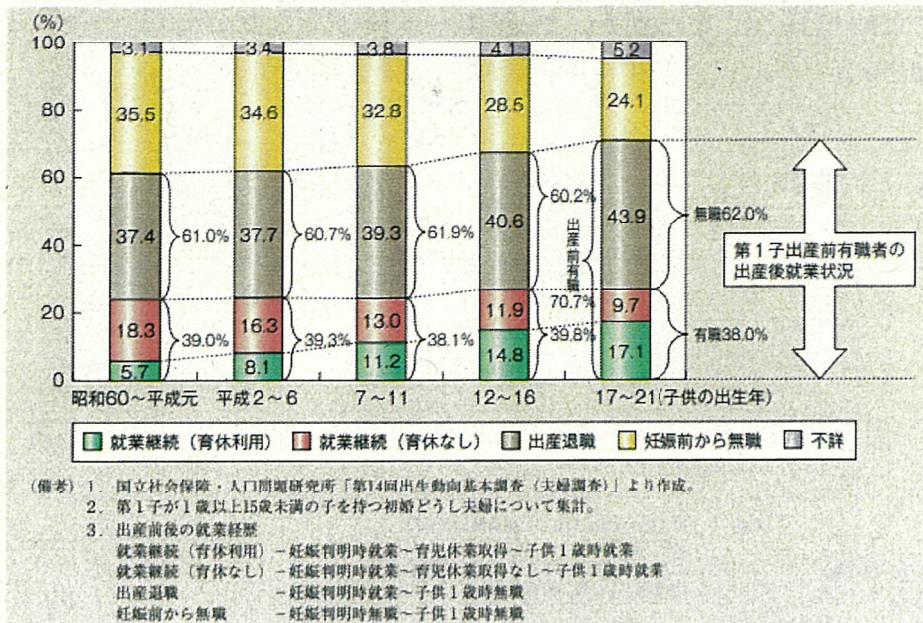
図表5 男性の週間就業時間60時間以上の雇用者割合と15～64歳女性の有業率の関係



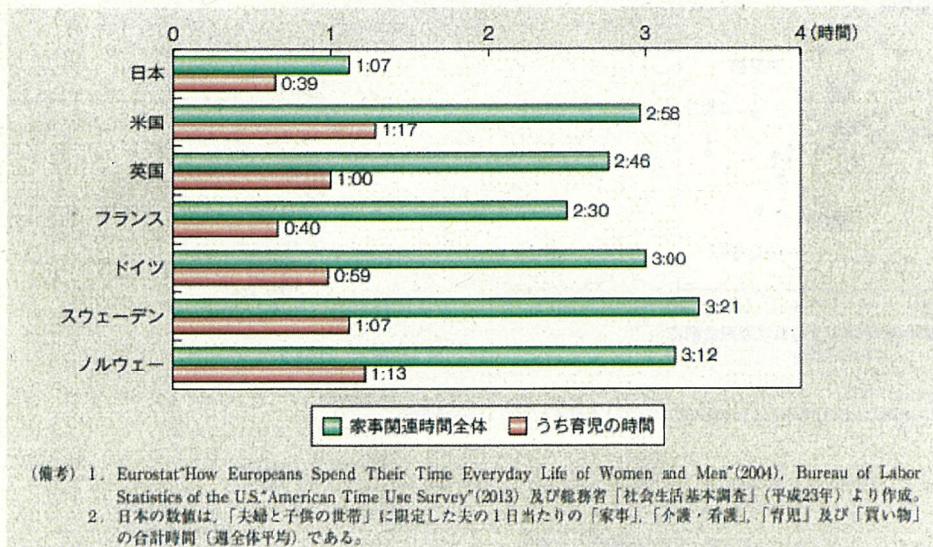
図表6 性別役割分担意識と男性の長時間労働及び15～64歳女性の有業率



図表7 子供の出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴



図表8 6歳未満の子供を持つ夫の家事・育児関連時間(1日当たり、国際比較)



(出所) 「男女共同参画白書 H27 年版」